平成２９年（フ）第９４２号
北海道江別市新栄台82番地の７
債務者　保木祐三子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６６号
札幌市豊平区月寒東３条６丁目５番16号
コーポ山西Ａ一102号
債務者　丹野　　豊
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００５号
札幌市中央区南４条東４丁目15番地１　中央ＩＫハイツ410号
債務者　佐藤　友治
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１０号
北海道千歳市住吉５丁目５番４号
債務者　古川　　舞
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２３号
札幌市豊平区平岸３条８丁目２番15―408号
債務者　坪内　　純
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２８号
札幌市手稲区前田８条15丁目７番18号
債務者　鶴間　英一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２９号
札幌市手稲区前田８条15丁目７番18号
債務者　鶴間　淳一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０４０号
札幌市北区屯田７条９丁目１番10号
債務者　藤井　信男
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５号
北海道稚内市中央３丁目16番23号
債務者　大山佳代子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第５９号
千葉県銚子市清川町１丁目５番地の23　まるみ荘Ｂ号
債務者　嶌津　　翠
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２５号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙2556番地
債務者　大野　治樹
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第２１０３号
大阪府吹田市豊津町５番26号
債務者　太田　香織
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０４号
大阪府吹田市豊津町５番26号
債務者　太田　正人
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１５０号
大阪市生野区小路東４丁目14番１号　シャトー村井Ⅱ　206号
債務者　藤田由加里（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１７３号
大阪市天王寺区上汐４丁目４番23号　サンプラザ上汐503号
債務者　西川　芳子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２０３号
大阪市西区靭本町３丁目５番21号２Ａ
債務者　黒田あかね
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３９３号
大阪府寝屋川市寿町１番９号（201号）
債務者　吉田富美雄
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部